

## 令和8年度福岡県中小企業成長投資・賃上げ応援補助金

### Q&A

Q1：事業場内最低賃金を30円引き上げるとはどのようなことか。

A1：企業内のすべての労働者（正社員、パート、アルバイト等）のうち、最も低い時給換算の賃金額が基準となる日（事業開始前）から30円以上増加させること。

Q2：基準となる月は申請前であればいつでもよいのか。

A2：令和8年3月とする。

Q3：事業場内最低賃金は、いつまでに引き上げる必要があるのか。交付申請時には引き上げていなくても補助対象となるのか。

A3：交付申請時に引上げ済である必要はない。一方、基準日の令和8年3月より前にすでに事業場内最低賃金を引き上げている場合は補助対象外となるので留意されたい。

Q4：なぜ、交付申請時に賃上げ前の賃金台帳を提出する必要があるのか。

A4：基準となる事業場内最低賃金時給換算額を確認し、交付決定を行う必要があるため。

Q5：賃金台帳は、1名分でよいか。

A5：1名分のみでよい。

Q6：事業期間内に何かしらの理由で最低賃金該当者の勤務が途切れた場合は補助の対象外になるのか。

A6：別の方で、基準日から事業終了までに賃上げがされていれば補助対象となる。その場合、実績報告時に基準日時点の賃金台帳も追加で提出すること。

Q7：「事業場内最低賃金時給換算額」の算出方法は。

A7：企業が賃金台帳の余白に計算したものを関係課で確認する（詳細は、賃金台帳の記載方法のとおり）。

Q8：事業場内最低賃金の事業所とは。

A8：事業場とは、工場、事務所、店舗など、一定の場所において関連する

組織のもと、継続的に作業が行われる場所の単位を指すので、県外事務所等同一の場所でない組織は含まない。事業場内最低賃金については、事業場内のすべての労働者（正社員、パート、アルバイト等）が対象となる。

Q9：「すべての労働者」とは、「常時使用する従業員」の認識でよいか。

A9：お見込みのとおり。会社役員や個人事業主、試用期間中の者は含まない。

Q10：給与の×日が3月、支払い日が4月の場合、何月の給与台帳を提出する必要があるか。

A10：3月分となる。

Q11：元となる「商工補助金」についての額の確定は済んでいないが、交付申請や概算払いを受けることが可能か。

A11：「商工補助金」の交付決定を受けていれば申請は可能。（要綱第4条第1項参照）また、元となる「商工補助金」が概算払いを認めている場合には、併せて概算払いを行うことも差し支えない。

ただし、実績報告において事業場内最低賃金が引き上げられたことが示せない場合は、返納の必要が生じるので留意されたい。